



ICS 環境  
工場用ハンドブック  
2022年1月3日版



目次

---

ICS の概要説明 .....	2
ICS 環境行動規範.....	3
情報共有プロセス .....	4
ICS 監査 .....	4
メソドロジー .....	8
ICS 監査評価 .....	12
工場からの苦情 .....	14
第 1 区分-要件/環境マネジメントシステム.....	14
第 2 区分-要件/エネルギー使用、輸送、温室効果ガス (GHG).....	15
第 3 区分-要件/水の使用 .....	16
第 4 区分-要件/廃水および流出物 .....	16
第 5 区分-要件/大気への排出 .....	18
第 6 区分-要件/廃棄物管理.....	19
第 7 区分-要件/汚染防止、有害・潜在的に有害な物質 .....	20
第 8 区分-要件/緊急対応管理.....	21
付録 1-文書レビュー .....	23
付録 2-用語集 .....	27
付録 3- ICS 環境監査質問票 .....	34



#### ICS の概要説明

---

#### ICS の構造

コンプライアンスとサステナビリティのイニシアチブ (ICS) は、グローバルサプライチェーンに沿った社会的および環境に関する労働条件の改善を目的とした繊維、衣料、バザー、レジヤ、家具、備品、設備、機器、食品部門における社会的責任および環境監査のマルチセクター・イニシアチブです。ICS メンバーは、生産供給工場において共有された監査体制を展開すること、および ICS データベース内での共通する工場に関する情報を交換することで、この取り組みに参加します。ICS メンバーは、当該 CIS 内部データベースで、監査結果および監査に関連するすべての文書 (監査質問票、工場プロファイル、是正アクションプランなど) を、監査対象の工場と働くメンバーに限り共有します。ICS は、メンバー企業に対して、共通のツールで連携し、監査の相互活用を可能にし、「監査疲労」の緩和に貢献し、知識とベストプラクティスの共有を実施します。ICS はソーシングプラットフォームではありません。メンバーとなっている小売業者およびブランドは、既に関連付けられている工場の情報のみにアクセスすることができます。

ICS 加盟小売業者およびブランドの一覧は、ICS のウェブサイト [www.ics-asso.org](http://www.ics-asso.org) でご覧いただけます。

環境準拠についての知識と意識について一緒に学んでいただくのが現在閲覧されている本ハンドブックの目的です。本ハンドブックは、ICS 環境監査の実施を義務付けられた監査会社、または監査前に ICS メンバーによって工場に送付されます。本ハンドブックは工場にとっての準備ツールとなります。

ICS 環境監査は、2 段階で構成されています。必須要件は、すべての場合において監査人によって評価され、歓迎要件は、工場が環境要件に高レベルで準拠している場合に限り評価されます。

本環境ハンドブックは、2 つのカテゴリ (必須要件・歓迎要件) の環境要件を示しています。

#### ICS スキームに関するお問い合わせおよび推奨事項

解釈、明確化、推奨事項に関する要請がある場合、ICS チームに宛てにご連絡ください。最終的に、ICS メンバーとその内容を共有させていただきます。

**ICS 連絡先:** ICS オフィス - 14, rue Bassano Paris FRANCE

コンプライアンスとサステナビリティのイニシアチブ / Fédération des Entreprises du  
Commerce et de la Distribution

[contact@ics-asso.org](mailto:contact@ics-asso.org)

[www.ics-asso.org](http://www.ics-asso.org)



#### ICS 共通メソドロジー

デューデリジェンスは、世界的なサプライチェーンが高度な透明性と責任を維持するために重要な手順です。社会的責任監査と環境監査を組み合わせたアプローチ、そして是正アクションプランについて工場との緊密に連携することで、持続可能なサプライチェーン管理の強化に貢献できます。

ICS の活動は、ICS の全メンバーに適用される共通のメソドロジーに基づいており、監査プロセスはメンバーにより厳しく管理されています。

- ICS 監査は、メンバー会社によって義務付けられ、管理されています。監査の要請はメンバーの特権であり、ICS の使用は完全に管理されています。これは、監査プロセスの公平性を保つためです。
- ICS 監査を実施するのは、第三者の ICS により認定された監査会社に限られます。
- 工場で重大な違反が発覚した場合、ICS メンバーは共通の監視規則を共有します。
- **ICS 監査は、認証やラベルではありません。** ICS 監査の目的は、工場環境準拠を評価し、特定の日に行われる監査で確認された違反とベストプラクティスを報告することです。

#### 当社のパートナーについて

統計的指標および比較分析、ICS メンバーの共同フィードバックおよびレビューなどにより、ICS によって監査の品質が監視されます。

承認済み監査法人の完全なリストについては、こちらの外部ウェブサイトでご確認ください：<https://ics-asso.org/audit-companies/>

#### ICS 環境行動規範

---

ICS の各メンバーは、サプライヤーに対して、ICS 環境行動規範 (より詳細なメンバー独自の詳細な行動規範が補足される場合があります) への遵守を要求します。当該規範に署名することにより、サプライヤーは当該規範に準拠・遵守するだけでなく、自社の下請け業者やパートナーも当該規範を遵守するよう義務づけます。つまり、責任を共有することがとても重要になります。

- 環境に関する行動規範は、ICS 環境監査質問票の 8 つの区分が対象となります。
  - 第 1 区分 - 環境マネジメントシステム
  - 第 2 区分 - エネルギー使用、輸送、温室効果ガス (GHG)
  - 第 3 区分 - 水の使用
  - 第 4 区分 - 廃水および流出物
  - 第 5 区分 - 大気への排出
  - 第 6 区分 - 廃棄物管理



- 第7区分- 汚染防止、有害・潜在的に有害な物質
- 第8区分- 緊急対応管理

#### 情報共有プロセス

---

##### データの共有および機密性

同じ工場内で関連する ICS メンバーは、ICS データベースにより監査結果および文書を共有します。ICS 監査結果は、機密情報であり、監査対象の工場と関連していない ICS メンバーはアクセスできません。ICS メンバーは、監査情報と結果にアクセスできるように、ICS データベース上の参照プロセスにおいて工場または供給工場を参照する必要があります。ICS メンバーは、共通のメソドロジーとツールを共有します。ソーシングには使用できませんが、工場  
の環境コンプライアンスを監視する目的に限り使用することができます。

##### サプライヤーと共有する ICS 監査文書

従業員が監査人と共有した可能性のあるデータの機密性を保護するために、サプライヤーと ICS 監査報告書を共有することはできません。サプライヤーは以下の文書を受け取ります：

- **工場プロフィール**は、監査前に ICS メンバーまたは監査会社のどちらかにより工場に送付されます。工場は、英語で当該工場プロフィールに記入し、監査前に ICS メンバーまたは監査会社に返信してください。工場プロフィールは、監査開始会議中に、施設管理者によって検証されます。現在、オンライン工場プロフィールが標準プロセスとなっていますのでご注意ください。
- **是正アクションプラン (CAP)** は、監査管理者によって監査終了会議中に現地の言語で署名されます。CAP では、監査中に発覚した違反および関連する推奨是正措置が報告されます。
- 監査の各区分における評価およびグローバル評価(文字およびパーセンテージ表記)を示すコンテンツの**概要 (SOC)** が工場に送付されます。

#### ICS 監査

---

##### ICS 監査計画

- 監査が実施される前に、監査人の名前は工場またはサプライヤーに通知されません。
- 監査前、監査中、監査後に、監査人の連絡先(メールアドレス、電話番号)は、工場またはサプライヤーと共有されません。
- 監査のウィンドウ・ピリオドに含まれる特定の日において、工場の生産率が低すぎる場合、工場は、監査を要求する監査会社と ICS メンバーに通知する責任があります。
- 監査のウィンドウ・ピリオドは、メンバーによって設定され、最低 2 週間となっています(工場管理者が、国の祝祭日、会社の休日を含む、非稼働日を設定することができます)



きます。ただし、ウィンドウ・ピリオドを工場の稼働日に組み込む場合、最低で2週間としなければなりません。

#### ICS 監査範囲

ICS 敷地内監査の全体的な目的は、ICS 環境行動規範、地域の規制、および国際基準への設備の準拠レベルを評価し、継続的な改善に必要な是正措置と機会を特定することです。ICS 監査では、監査人が施設内で観察したベストプラクティスについても報告されます。

ICS環境監査範囲の物理的な対象領域には、以下が含まれます：

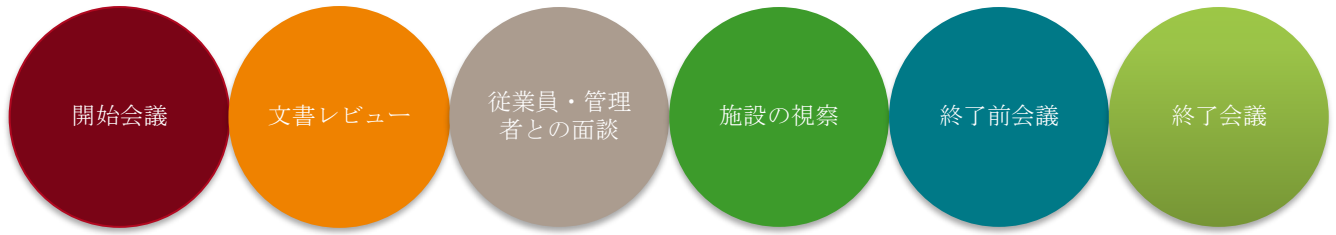
- 生産エリア
- 有害な、または潜在的に有害な物質の保管エリア (サブストア、倉庫、染料保管エリア、石油および燃料の保管エリアなど)
- 廃水処理プラント (敷地内の場合、実験室、処理プラント専用の化学物質貯蔵所、専用電源、スラッジ貯蔵エリアなどを含む)
- 廃棄物保管エリア (非有害・有害)
- ボイラーと発電機 (重機)
- 化学物質が使用される/使用される可能性がある工場内のエリア (スポット除去室など)
- 検流計/エネルギー量計が設置されているエリア
- その他の保管エリア (該当する場合)
- 従業員の居住エリアと食事エリア (該当する場合)
- 生産現場の近くにあるすべての関連する建物

廃水処理プラント (ETP) が共有されている場合、監査される工場で、監査範囲の一部となる場合、共有されている ETP への監査人の立ち入りを許可します。

監査対象の工場は、ICS 監査の前に、同じ建物内の工場の管理者と所有者 (監査対象の工場の管理者と異なる場合) に対して、監査人が建物全体と共有エリアを視察する必要性について通知する必要があります。必要に応じて、共有施設例：共有された建物にあり、適切に管理されていない化学物質保管室からリスクが発生する可能性があるため、建物内にある他の工場も視察します。

#### ICS 監査プロセス

ICS 監査プロセスは、6 段階で構成されています。



監査人は、監査プロセスの責任者であり、実際の監査はこの順番に従う場合と、そうでない場合があります。ただし、監査中に、以下に説明するすべてのプロセスを完了します。施設の状態を完全に理解するために追加のプロセスまたは文書が必要な場合、監査人は、施設に追加情報を要求できます。本監査期間表には、施設の規模と特性に基づいて監査に必要な日数が示されています(「メソドロジー」の項目を参照してください)。

#### 違反の特定:

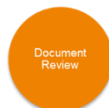
- ICS の質問のほとんどは、現地の法的要件を基準に評価されます。
- 監査の質問とガイドラインが現地の法的要件の遵守に言及していない場合、施設の慣行は、ICS 要件を基準に判断されます。
- ただし、現地の法律が ICS 要件に基づく質問で示されている基準より厳しいものである場合、施設の業務は、現地の法律を基準に判断されます。
- 監査中に解決できる違反の場合 (例: 水道の蛇口の漏れの修復)、監査人は報告書で違反を報告します (是正アクションプランで、違反が即座に解決したことを示します)。
- 監査人が、完全な準拠を確認できない場合、監査結果に違反として報告されます。

#### 開始会議



- **出席者:** 監査人、施設管理者、および、労働者団体の代表者
- **目的:** 監査人の紹介、監査範囲の確認、実施する監査プロセスについての説明、関与する関係者の特定、および監査期間の推定を行うため。施設の代表者は、監査人に対し、写真撮影を許可する必要があります。撮影した写真は、監査報告書に同封され、ICS クライアントメンバーのみで共有されます。撮影した写真は、機密データとして扱われます。
- **施設からの通知:** 施設は、他の視察または監査 (社会的責任についての監査、環境監査、検査など) が現在の監査と並行して実施される場合、その旨を監査人に通知しなければなりません。

#### 文書レビュー





## 工場用ハンドブック

### ICS 環境要件

- **目的:**監査人は、環境証明書、水の消費量の監視レコード、廃棄物処理業者のライセンス、コンプライアンスを確認するための廃棄物のインベントリなどの施設の文書および記録をレビューし、違反を特定し、ベストプラクティス（該当する場合）報告するため。
- **監査日に施設によって準備される文書一覧:**本ハンドブックの付録 1 を参照してください。施設は、少なくとも過去 12 ヶ月間についての一連の文書を監査人に提出できるようにしておく必要があります。

#### 従業員・管理者との面談



- **出席者:**監査人は、管理職員（例：環境準拠担当マネージャー、化学物質担当/マネージャーおよび従業員）と面談を行います。従業員との面談は、管理職のスタッフの立会なしのプライベートで行われ、労働者が環境問題（化学物質を扱う労働者、廃棄物収集および保管業務を担当する労働者など）について研修を受けているかどうかについて評価します。面談は個人および/またはグループで実施されます。その場合、廃棄物処理、ETP メンテナンスの部署など、異なる役職の従業員を含めるようにします。面談のサンプリングについての詳細は、本ハンドブックのメソドロジーの項目を参照してください。

#### 施設の視察



- **出席者:**監査人および監査人に付き添う施設の代表者。
- **目的:**環境管理に関する作業を評価し、すべての潜在的な環境の側面と影響を検討し、他の業務を視察することを目的とします。監査人は、労働者が存在する可能性のあるすべてのエリア（生産フロア、倉庫、化学物質保管ユニット、廃棄物保管エリア、廃水処理プラント（敷地内にある場合）、重機室、検流計および電量計が設置されているエリア、トイレ、診療所、食堂、および寮が含まれますがこれらに限定されません）を視察します。
- **監査レビューおよびチェック:**監査人は、施設の文書（許可、ライセンスなど）を確認します。また、施設の従業員によって実施される必要がある物理的なチェックも要求します。
- **外部（施設のゲート、建物、表札など）、内部（その作業床など）、および関連する建物（倉庫など）に関する詳しい説明がされている際に、写真撮影も行われます。**監査人は、個人情報保護の観点から、個人の顔が見えないように撮影します。





## 終了前会議



- **出席者:**監査人のみ
- **目的:**終了会議の準備をするため。

## 終了会議



- **出席者:**監査人、施設管理者、および、労働者団体の代表
- **目的:**監査で得られた知見と結果の提示および議論を行い、質問に回答し、説明を提供し、観察された事実について合意に達する、または施設の管理者が監査人に反論を提示する機会を提供し、施設の管理者が法的または当該規範の違反について確実に理解できるようにするため。
- **結果:**施設の管理者は、必要な対策を講じ、違反の解決に努めなければなりません。是正アクションプラン (CAP) には、特定されたすべての違反についての明確な説明を含めるようにします。違反ごとに具体的な目標達成日が設定され、CAP の最終目標達成日 (すなわち、違反についての最後の措置が講じられる目標が立てられている日) が CAP に明確に記載されます。**CAP は、現地の言語を使用して敷地内で発行され、施設の管理代表者、労働者団体の代表者、主任監査人によって署名・同意される必要があります。**CAP のコピーは施設で保管されます。CAP の英語版は、監査人が後に敷地外で発行されます。
- **施設からの通知:** その他の視察または監査が現在の監査と並行して行われた場合 (開始会議中に言及されていない場合および監査が数日間にわたり実施される場合)、施設側は、その旨を監査人に報告する必要があります。

## メソドロジー

---

### ICS 監査の種類

ICS メンバーは、以下に説明されている、ICS によって設定された期間内にフォローアップまたは再監査を実施する時期を決定します。**ICS 監査は、認証やラベルではありません。**ICS 監査の目的は、工場の環境準拠を評価し、特定の日に行われる監査で確認された違反とベストプラクティスを報告することです。

ICS 監査には以下の 3 つの種類があります：



- **初度監査:**工場で実施される最初の監査を指します。初度監査の期間は、工場の規模と具体性に応じて定義されます。
- **フォローアップ監査:**以前の評価 (初度、フォローアップ、または再監査) で指摘された違反についての効果的な是正を監視するために実施される監査を指します。これは、以前の ICS 初度監査または再監査が完了してから 12 ヶ月以内に実施される必要があります。評価対象施設の規模に関係なく、フォローアップ監査は 1 日で実施されます。

フォローアップ監査の組織は、工場内で環境パフォーマンスが改善され、報告された違反がないかどうかを評価するために、監査チームが、事前に特定されたすべての違反を評価します。ただし、監査人は、以前に特定された違反以外のその他の分野を調査する場合もあり、すべてのその他の違反が報告される場合もあります。

すべてのフォローアップ監査および ICS には、常に、明確なサンプリング手法に基づく、調査、文書の評価、面談という 3 つの項目が含まれます。
- **再監査:**以前の評価 (初度、フォローアップ、または再監査) で指摘された違反の効果的な是正を監視するために実施される監査のことを指します。再監査の期間は、工場の規模と具体性に応じて定義されます。

ICS プロセスにおいては、以前の監査を要求した ICS メンバーに関係なく、初度監査に基づき、ICS メンバーがフォローアップ監査または再監査を実施します。ICS メンバーは、フォローアップ監査の際に、初度監査時とは別の監査会社を選択できる場合もあります (ICS の監査の実施は、ICS が認定した監査会社に限られます)。

#### ICS 監査告知の種類

ICS 所定のプロセスでは、最低 2 週間のウィンドウ・ペリオド以内の**半告知済み監査または完全抜き打ち監査**のいずれが許可されています。ICS メンバーは、デューデリジェンスプロセスに従って、監査の告知の種類と ICS 認定監査会社を選択します。特定の理由により、すべての国で告知された監査として、ICS メンバーが環境監査を実施する場合があります。

- 半告知済み監査の場合:ICS メンバーに代わって、いずれかの ICS 認定会社から、当該工場に ICS 監査が実施されることが工場側に通知されます。監査会社は、最低 2 週間の監査ウィンドウ・ペリオド (適用されるウィンドウ・ペリオドは、ICS メンバーによって定義されます) を当該工場に提示します。工場は、監査前に正確な実施計画日を告知されません。工場は、監査前に、ICS 工場プロファイルを記入し、監査会社に返信してください。
- 抜き打ち監査の場合:工場は ICS 監査について告知されません。
- **監査のウィンドウ・ペリオドに含まれる特定の日において、工場の生産率が低くなってしまいう場合、工場は、監査を要求する監査会社と ICS メンバーに通知する責任があります。**



## 工場用ハンドブック ICS 環境要件

### 監査期間

初度監査と再監査の監査期間は次の基準に従って、1～2.5 人日に設定されています: 監査機関は、基準の人員によって異なります:

#### 基準 1: 生産工程から発生する廃水があるか?

シナリオ	回答用の質問		
	生産工程から発生する廃水があるか	施設内または施設外で処理しているか	施設内での事前処理は?
1	いいえ	該当なし	
2	はい	施設内 ETP <sup>1</sup>	該当なし
3	はい	施設外 ETP <sup>2</sup>	事前処理あり、 <sup>3</sup> または事前処理なし
4	はい	処理なし	

#### 基準 2: 工場の規模はどれくらいですか?

環境監査では、工場の規模は、工場の合計エリア (平方メートル: m<sup>2</sup>) により異なります。3 の可能なシナリオがあります:

工場の規模	基準 (平方メートル単位の総面積)
小規模	<5000
中規模	5 000～20000
大企業	> 20000>

#### 概要: 監査期間の規則

基準 1			基準 2	ICS 環境監査期間は? (人日数)
生産工程から発生する廃水があるか	施設内または施設外で処理しているか	施設内での事前処理は?	工場の規模	
はい	施設内 ETP	X	小規模	2
			中規模	2
			大企業	2,5
	施設外 ETP	事前処理あり、または事前処理なし	小規模	1
			中規模	2
大企業	2			
処理なし	X	小	1	

1 ETP: 廃水処理施設

2 CETP: 共通の廃水処理プラント (地方自治体の下水道プラントを除く)

3 事前処理とは、物理的処理、または物理的および科学的処理などがあります。事前処理に、生物学的処理が含まれている場合、ETP 内として見なされます。



		中	2
		大企業	2
いいえ	X	小	1
		中	1
		大企業	2

**従業員との面談のサンプリング数**

監査対象の施設の従業員とスタッフの数に応じて、様々な役職を代表する 8~32 名の従業員と面談が行われます。面談を行った従業員のうち、一部はフォーカスグループの形式で面談が行われ、残りは個別に面談が行われます。これらの面談において得られた情報は、監査人と ICS メンバーによってその機密性が保証されます。ICS 監査報告書が工場と完全に共有されないのは、従業員の個人情報を守るためです。

監査が実施されている間は、最低でも従業員の 50%が施設内にいる必要があります。

監査人は、下記の主な従業員およびマネージャーを選択しますが、その他の従業員を選択することもあります。

トピック	面談をする従業員
環境マネジメント	従業員 1 名およびマネージャー 1 名  例：コンプライアンスマネージャーまたは EMS 担当マネージャー、および環境トレーニングに参加済みの従業員を任意で選択
化学管理	主要従業員 1 名およびマネージャー 1 名  例：化学物質を取り扱う製造セクションの従業員 1 名、または化学物質倉庫で勤務する従業員 1 名、およびマネージャー / 化学物質管理担当者 1 名 (化学物質倉庫担当)
水、エネルギーおよび大気への排出	主要従業員 1 名  例：重機、大気処理施設および冷却機器に関連する責任を負うメンテナンスマネージャーまたは従業員、パイプライン、機械 (水使用) メンテナンスに関連する責任を負うオペレーター
廃水および流出物	主要従業員 1 名  ETP オペレーター/マネージャー



## 工場用ハンドブック

### ICS 環境要件

廃棄物管理	主要従業員 1 名およびマネージャー 1 名  例：施設内の一時保管庫用の廃棄物の収集および廃棄物分別を担当する従業員 1 名、および廃棄物管理を担当するマネージャー 1 名
緊急対応管理	従業員 2 名 (新入社員 1 名を含む)  工場で最近勤務を始めた新入社員 2 名

#### 文書化のサンプリング数

水と電力の消費記録、環境管理手順、環境関連の研修記録、廃水処理後のテスト報告書など主要な文書/記録は、必要に応じてレビューされ、コピーを収集する必要があります。


工場プロファイルテンプレートの完成に加えて、施設は最低過去 12 ヶ月間、要求された文書を利用可能な状態する必要があります。

#### ICS 監査評価

##### ICS 環境の各区分におけるレベル

ICS 環境監査の各区分に適用される要件は、次の 2 つのレベルに分かれています：

- 必須要件:環境への意識と法規制の遵守および実施された業務
- 歓迎要件:継続的な改善のためのベストプラクティス (ターゲットおよびアクションプラン、パフォーマンスの分析など)

 監査人は、必須要件を主張し、工場が当該要件を満たすよう奨励する必要があります。その目的は、工場に対して「継続的改善」アプローチを採用するよう促すことです。ICSメンバーは、最初の必須要件のコンプライアンスを要求し、次に歓迎要件に焦点を当てる施設のコンプライアンスのレベルに従います。

##### ICS 二重評価システム

ICS 環境監査は、パーセンテージ (0-100%) と文字 (A、B、C、D、E) で構成される二重評価システム (例：グローバル監査評価-90% B、60% C など) が採用されます。当該パーセンテージは、工場の準拠程度を示し、文字は定義された重大な違反の重大性を示します。

ICS 評価システムは、即時対応と措置が必要となる重大な違反の発覚と連動したしきい値表を基準としています。例えば、アラート通知が発令された場合、施設の評価は、**85% E** (施設は、大部分は環境に適合しているが、重大な問題が 1 つ確認されており、廃水が直接周囲に排出されているというアラート通知が発令されている) となります。ICS 監査システムは、工



## 工場用ハンドブック

### ICS 環境要件

場のグローバルレベルを報告すると同時に、重大な違反を明らかにできるように構築されています。

監査の各区分は、次のとおり、さらに細分化されています：

- 該当する現地の法律および施設固有の情報に関する **評価対象でない有益な質問**
- **評価対象の準拠についての質問**:いくつかの質問は重要であるため、全体的な結果において重要度が高くなります。
- **アラート通知を誘引する重要な質問**: (アラート通知に関する以下のサブ項目を参照してください。)
- **ベストプラクティス**は、施設の業務が法律順守を十分に満たしている場合に特定されます。ベストプラクティスは、監査質問票で報告されますが、施設の全体的な評価には影響を及ぼしません。

監査質問票の評価対象であるすべての質問は、同じロジックで作成されています。「はい」は完全な遵守を意味し、「いいえ」は違反を報告します。各質問の評価は、ICS 環境監査システムで自動的に計算されます。

### 区分ごとの監査結果の概要例

	Rating		Alert Notification	Advanced requirements (assessed if the global rating is equal or higher than 75%B)	Best Practices	Rating of Previous audit
	%	Code				
1. Environmental Management Systems	0%	#DIV/0!	NO		0	
2. Energy Use, Transport and Greenhouse Gases (GHGs)	0%	#DIV/0!	NO		0	
3. Water Use	0%	#DIV/0!	NO		0	
4. Wastewater and Effluent	0%	#DIV/0!	NO		0	
5. Emissions to Air	0%	#DIV/0!	NO		0	
6. Waste Management	0%	#DIV/0!	NO		0	
7. Pollution Prevention and Hazardous and Potentially Hazardous Substances	0%	#DIV/0!	NO		0	
8. Emergency Response Management	0%	#DIV/0!	NO		0	
<b>AUDIT GLOBAL RATING</b>	<b>0%</b>	<b>E</b>	<b>NO</b>	<b>Not assessed</b>	<b>0</b>	

### アラート通知

次の理由で ICS メンバーの即時の注意を要求すると定義された重大な違反が認識された場合、監査人によってアラート通知が発令されます：

- 環境および労働者の安全が脅かされている、または、
- 未処理の廃水を周囲へ直接排出している、不適切な有害廃棄物処理が行われている (特に、廃水処理プラントから化学廃棄物およびスラッジ)、および労働者の安全と環境を脅かすような工場での危険有害物質の取り扱いなども含まれます。

### 施設へのアクセス拒否

施設は、ICS 環境監査の実施のため、施設の建物への立ち入りを監査人に許可する必要があります。ただし、監査人により敷地内また敷地内の一部への立ち入りが施設によって拒否される場合があります。その場合、次の手順が適用されます：



- 監査チームは、施設の代表者または連絡先に視察の目的および監査手順を説明します。
- 監査人は、ICS メンバーに報告するために、当該状況の詳細をすべて記録します。
- 施設がアクセスを拒否する場合、施設の管理者は、ICS 環境監査の有効性と重要性を検証するために、ベンダー/クライアントに連絡する場合があります。
- 上記を実施してもなお施設が施設内への監査人の立ち入りが拒否された場合、直ちにアクセス拒否通知が監査人から ICS メンバーに送信されます。担当者の署名および/または社印を求められます。したがって、当該監査は「アクセス拒否」として分類されます。
- アクセス拒否の通知が、施設に送付されます。

#### 工場からの苦情

---

監査人または監査会社に関する苦情や異議申し立てがある場合、工場は、問題の詳細を記入し、監査を要求する ICS メンバー、および必要に応じて ICS のチーム ([contact@ics-asso.org](mailto:contact@ics-asso.org)) までご連絡ください。

#### 第 1 区分-要件/環境マネジメントシステム

---

##### 必須要件

- 1.1. 工場が業界または政府の環境基準に取り組んでいる場合、または許可、ライセンス、正式契約、証明書などの環境関連文書の保持が要求される場合、工場は、当該文書を保持している必要があります。
- 1.2. 必要な許可、ライセンス、正式契約、証明書は有効であり、現在の状況と一致している必要があります。
- 1.3. 工場には、環境管理への取り組みを定義するポリシーが必要です。
- 1.4. 工場は、該当する環境法的要件に遵守するために最新の状態を保つためのメカニズムを設定する必要があります。
- 1.5. 環境管理活動を調整するために管理者を指名する必要があります。
- 1.6. 工場は、当該活動に関連する重要な環境的側面と影響について評価する必要があります。
- 1.7. 工場は、主な環境的影響に対処するために、工場の目的とアクションプランを文書化する必要があります。
- 1.8. 工場は、定期的に (現地の法律に従って、少なくとも年 1 回) 環境パフォーマンスを確認するためのプロセスを構築する必要があります。
- 1.9. 工場は、現場に環境委員会を設置する必要があります。

##### 歓迎要件



- 1.10. 工場は、サプライヤーに対して、予想されている環境パフォーマンスのレベルが規定され、定義された基準 (例：サービスのサプライヤー、請負業者、原材料のサプライヤー) を設定する必要があります。
- 1.11. 工場は、定期的に繰り返される環境問題と工場の環境手順に関する研修を実施する必要があります。

## 第2区分 - 要件 / エネルギー使用、輸送、温室効果ガス (GHG)

### 必須要件

- 2.1. 工場がエネルギー (蒸気、電気、熱など) を生産し、当該作業を行うための許可、ライセンス、または公的認可を保持することを要求された場合、それらを保持する必要があります。
- 2.2. 当該許可、ライセンス、または正式承認は有効でなければなりません。
- 2.3. 工場は、エネルギー消費を監視・追跡するために該当する法的要件を把握している必要があります。
- 2.4. 工場には、工場全体の電力消費量を測定するために電力消費計量計またはその他の手段が備えられている必要があります。
- 2.5. 工場は、全体的なエネルギー消費量を定期的 (毎月) 監視する必要があります。
- 2.6. 工場は、蒸気/圧縮空気の漏れがないことを徹底しなければなりません。
- 2.7. 工場は、部門、セクション、プロセスレベルでのエネルギーの消費量の推定・分析を行う必要があります。
- 2.8. 工場は、内部検査を実施して、生産においてエネルギーが浪費される一般的な状況 (例：蒸気間の断熱不良、照明の無駄遣い) を特定し、それを回避するようにしなければなりません。定期的に (少なくとも 6 ヶ月ごとに) 検査を実施し、文書化する必要があります。
- 2.9. 工場は、エネルギーの使用、輸送、温室効果ガス (GHG) の発生に関連する該当労働者を対象に研修を実施する必要があります。

### 歓迎要件

- 2.10. 工場は、部門、セクション、およびプロセスレベルでの電力の消費量を測定するために、電力の消費量メーターの設置またはその他の手段を講じる必要があります。
- 2.11. 工場は、エネルギー源による消費エネルギーを分析および測定する必要があります。
- 2.12. 工場は、現場のプロセス/作業、敷地内または敷地外の輸送のための燃料使用、農業活動に関連する GHG の排出の監視または定期的な評価を行う必要があります。
- 2.13. 工場には、エネルギー、輸送、温室効果ガス (GHG) から環境への影響を削減し、効率を高めることを目指す目標とアクションプランが必要です。





### 第3 区分 - 要件 / 水の使用

---

#### 必須要件

- 3.1. 工場が掘削孔から、または川、小川、湖などから抽出した水を使用する場合、工場は当該行為についての許可、ライセンス、または正式契約が必要かどうかについて確認する必要があります。その場合、工場は、当該許可/ライセンスに関連する制限と条件を特定し、それらを遵守する必要があります。
- 3.2. 当該許可、ライセンス、または正式契約は有効である必要があります。
- 3.3. 工場は、水の消費量を監視・追跡するための法的要件を特定する必要があります。
- 3.4. 工場は、原水または淡水の抽出/水源に検流計を設置する必要があります。
- 3.5. 工場は全体的な水の消費量を監視・追跡する必要があります。月ごとの全体的な水の消費量が文書化されている必要があります。
- 3.6. 工場において、生産時の給水用の機械やパイプラインからの重大な水漏れがないことを徹底する必要があります。
- 3.7. 工場のトイレ、オフィス、食堂などから重大な水漏れがないように徹底している必要があります。
- 3.8. 工場は、生活廃水が直接周囲へ排出される場所から離れている必要があります。
- 3.9. 工場は、部門、セクション、プロセスレベルでの水の消費量の推定・分析を行う必要があります。
- 3.10. 工場は、内部検査を実施して、生産において水が浪費される一般的な状況 (例：水漏れ、特定の操作における無駄で過剰な水の消費など) を特定し、それを回避するようにしなければなりません。定期的 (少なくとも 6 ヶ月ごと) に検査を実施し、文書化する必要があります。
- 3.11. 工場は、水の使用に関して関連する該当労働者を対象に研修を実施する必要があります。

#### 歓迎要件

- 3.12. 工場は、部門、セクション、およびプロセスレベルでの水の消費量を測定するために、水の消費量メーターの設置またはその他の手段を講じる必要があります。
- 3.13. 工場は、水の消費量を減らすことを目的とした目標が設定されている必要があります。

### 第4 区分 - 要件 / 廃水および流出物

---

#### 必須要件



- 4.1. 工場は、現地の法律に従って排水システムを介して廃水の排出/流出するための許可、ライセンスまたは正式契約が現場に要求されるかどうかについて確認する必要があります。
- 4.2. 工場は、許可、ライセンス、または正式契約が有効であることを保証する必要があります。
- 4.3. 工場は、許可、ライセンス、または契約により要求される場合、現場のETPまたは下処理プラントの設置に関する法律に準拠している必要があります。
- 4.4. (ETP または下処理プラントの) 処理プラントのプロセスは効果的である必要があります。
- 4.5. 工場には、すべての産業廃水の流れと排出源を特定するための排水計画が策定されている必要があります。
- 4.6. 工場は、産業廃水が直接周囲へ排出される場所から離れている必要があります。
- 4.7. 処理後の必要な廃水パラメーターは、定期的に (法律に従って、または CETP との合意で定義された頻度に従って、または少なくとも 6 ヶ月ごとに) 第三者または外部の研究所によってコントロールされる必要があります。
- 4.8. 第三者または外部の研究所によって発行された最新のテスト報告書に従って、処理後の廃水パラメーターは、法的基準または CETP 基準の範囲内である必要があります。当該テスト報告書は、過去 6 ヶ月以内の日付のものでなくてはなりません。
- 4.9. 工場は、廃水処理後 (テスト機器、機器のメンテナンス、必要なテストのリストを含む)、廃水パラメーターを管理および監視するための内部手順を保持する必要があります。
- 4.10. ETP オペレーターまたは事前処理担当者は、工場のテスト手順を理解および把握している必要があります。
- 4.11. 工場は、定期的に、内部テストを実施し、記録を維持する必要があります。
- 4.12. 廃水処理後、工場により内部発酵されて最新のテスト報告書に従って、廃水パラメーターは、法的基準または CETP 基準の範囲内である必要があります。
- 4.13. 検流計は、敷地内での下処理または敷地内の ETP の入口および出口に設置される必要があります。
- 4.14. 生産プロセスの水の消費量のデータ、および ETP の入口・出口のメーターの読み取りに基づいて、廃水全体が処理されている必要があります。
- 4.15. 工場は、オーバーフローのリスクを回避するための対策 (予備ポンプが利用可能状態になっている、水面とタンク上部の間が安全な距離に保たれている) を講じる必要があります。
- 4.16. 処理する廃水の量に対して、ETP の容量が適切かつ十分である必要があります。
- 4.17. タンクは良好な状態である必要があります。
- 4.18. ETP のメンテナンス作業は、実施、文書化、登録される必要があります。
- 4.19. 工場は、ETP 管理関係に従事する労働者を対象に研修を実施する必要があります。

#### 歓迎要件



- 4.20. 工場は、発生する廃水の量を削減すること、水質汚染のレベルを低下させること、または廃水処理プロセスを改善することを目的とした目標を設定する必要があります。
- 4.21. 工場が生産量の増加を予定している場合、工場は、現在の ETP の容量が発生する廃水の増加分の処理に十分適している必要があります。
- 4.22. ETP の容量が十分でない場合、工場は、増量分の廃水を確実に処理するための計画を策定する必要があります。

## 第5 区分 - 要件 / 大気への排出

---

### 必須要件

- 5.1. 工場は、現地の法律に従って、大気への排出に関する許可、正式契約、またはライセンスが現地で要求されるかどうかについて確認する必要があります。
- 5.2. 工場は、必要な許可、正式契約、またはライセンスが有効であることを保証する必要があります。
- 5.3. 工場は、大気への排出を監視・追跡するために適用される法的要件を把握する必要があります。
- 5.4. 工場では、ボイラーや発電機などの重機が適切に検査・保管されていることを確認する必要があります。
- 5.5. 現場における煙突または拡散排出から有毒物質が大気に放出される場合、工場は、現地の法律制限に従って排気を制限するためのフィルターおよび/またはシステムが必要となります。
- 5.6. 定期的に (法律に従って、また少なくとも毎年) 煙突大気排気テストを実施する必要があります。
- 5.7. 煙突大気排出は、法律または最新の第三者による報告書に基づく国際基準で定められている制限の範囲内であればなりません。
- 5.8. 工場は、すべての潜在的な大気への排出源 (大気へ排出される排出源および漏洩排出物) を特定して文書化する必要があります。
- 5.9. 工場は、ODS/F ガスの漏れを検出し、ODS/F ガスが含まれる機器を保全するための対策を講じる必要があります。
- 5.10. 産業用ガス処理プロセスが導入されている場合、適切に監視・コントロールされている必要があります。
- 5.11. 工場は、大気および ODS の排出に関連に従事する労働者を対象に研修を実施する必要があります。
- 5.12. 大気質は第三者によって監視される必要があります。
- 5.13. 大気質は定期的 (法律に従って、または繁忙期に少なくとも一年に一度) に監視しなければなりません。



- 5.14. 大気質テスト結果は、法律または国際基準で定められている制限の範囲内である必要があります。
- 5.15. MSDS の物質が使用された、または工場の作業およびプロセスでそれらの使用が必要な場合、工場は、労働者に呼吸器具またはその他の適切なマスクを提供する必要があります

#### 歓迎要件

- 5.16. 工場は、敷地内で使用される ODC の量と大気への排気量を削減することを目標としたターゲットを設定する必要があります。

## 第 6 区分 -要件/廃棄物管理

---

#### 必須要件

- 6.1. 工場は、現場が規制当局に廃棄物生産者としての登録されることが要求されるかどうかについて確認する必要があります。
- 6.2. 工場は、必要な許可、正式契約、またはライセンスが有効であることを確認する必要があります。
- 6.3. 工場は、発生する廃棄物を監視・追跡に適用される法的要件を把握する必要があります。
- 6.4. 工場は、分離された専用エリアで発生したすべての廃棄物を収集・保管する必要があります。
- 6.5. 工場では、種類と量を含む廃棄物 (スラッジを含む) のインベントリを保持する必要があります。
- 6.6. 当該インベントリは、定期的 (例：廃棄物の収集頻度に応じて) に更新しなければなりません。
- 6.7. 工場では、有害廃棄物を非有害廃棄物の流れと分離しなければなりません。
- 6.8. 有害廃棄物の保管エリアへのアクセスは、許可された労働者のみに制限する必要があります。
- 6.9. 敷地内に ETP がある場合、スラッジまたは一般的に他の種類の危険廃棄物/物質は、雨に接触する可能性がなく、敷地の固い表面の床 (または二次防護がされている場所) に一時的に保管する必要があります。
- 6.10. 敷地内で発生するすべての有害廃棄物について、廃棄物処理業者との合意/契約に署名する必要があります。
- 6.11. 敷地内で発生するすべての非有害廃棄物について、廃棄物処理業者との合意/契約に署名する必要があります。
- 6.12. 廃棄物処理業者に対して、規制当局または地方自治体の認可が要求される場合、工場は当該廃棄物処理業者のライセンスと許可のコピーを保持する必要があります。



- 6.13. 工場は (敷地内で空のドラムの洗浄、スラッジを完全に乾燥させたなどの) 廃棄時に、有害廃棄物による潜在的な環境および健康への悪影響を防ぐための措置を講じる必要があります。
- 6.14. 工場は、敷地内で廃棄物焼却が行われる、および/または制限されていない埋め立て地から離れている必要があります。
- 6.15. 廃棄物管理担当のマネージャーを任命する必要があります。
- 6.16. 工場は、廃棄物収集と一時保管のための廃棄物管理手順を導入する必要があります。
- 6.17. 有害廃棄物を扱う請負業者との合意/契約には、すべての有害廃棄物の廃棄物処理方法 (焼却、埋め立て、再利用) を含めるようにしなければなりません。
- 6.18. 非有害廃棄物を扱う請負業者との合意/契約には、すべての非有害廃棄物の廃棄物処理方法 (焼却、埋め立て、再利用) を含めるようにしなければなりません。
- 6.19. 工場では、廃棄物管理に関連する該当する全労働者を対象に研修を実施する必要があります。

#### 歓迎要件

- 6.20. 外部の廃棄物処理業者に依頼する場合、工場は、当該請負業者の定期的なチェック/監査が行われているかどうかについて確認する必要があります。
- 6.21. 工場は、発生する廃棄物の量を削減するための目標を設定する必要があります。
- 6.22. 工場は、廃棄物が (敷地内または敷地外のいずれかで) 再利用されるかどうかについて特定する必要があります。

## 第7 区分 - 要件/汚染防止、有害・潜在的に有害な物質

---

#### 必須要件

- 7.1. 工場は、現地の法律に従って、敷地内に存在する有害物質についてのライセンス、許可、または正式契約の保持が要求されるかどうかについて把握している必要があります。
- 7.2. 当該許可、ライセンス、または正式契約は、現地の法律に従い有効である必要があります。
- 7.3. 工場での化学物質管理には、経験豊富/資格を有する管理者が指名され、担当する必要があります。
- 7.4. 工場は基本情報 (使用地域、化学物質名、化学成分の CAS 番号、化学物質のサプライヤー、MSDS の可用性および保管されている数量) が含まれる信頼性の高い完全な化学物質のインベントリを保持する必要があります。
- 7.5. 当該インベントリは定期的に更新しなければなりません。
- 7.6. 現地の言語で作成された MSDS は、化学物質が使用および保管されているエリアの近くで作業する全労働者が利用可能で、アクセス可能である必要があります。
- 7.7. 施設は、敷地内で使用および保管されている化学物質の MSDS の完全な (16 項目) オリジナル版を保持する必要があります。



- 7.8. すべての化学物質の容器には、現地の言語で名前とそれに対応する危険有害シンボルマーク (有害化学物質の場合) のラベルを付ける必要があります。
- 7.9. 施設は、敷地内で保管されているすべての化学物質の容器の GHS 要件に準拠したオリジナルのラベルを付けなければなりません。
- 7.10. 有害物質は、別の専用保管室に保管し、安全で、保護され、清潔で、適切な温度が維持された換気の良い場所に保管しなければなりません。
- 7.11. 互換性のない化学物質は適切に分離しなければなりません。
- 7.12. 化学物質が保管されているエリアへのアクセスは、許可された作業員のみを制限する必要があります。
- 7.13. 工場は、保管エリアと生産エリアで適切な対策を講じることにより、化学物質の流出または漏洩のリスクを回避する必要があります。
- 7.14. 洗眼およびシャワールームは水道水に接続し、化学物質が保管されているエリアと使用されるエリアの近くに設置される必要があります。
- 7.15. 工場は、適切な化学物質管理のために、化学物質の取り扱いと保管についての手順を導入し、文書化する必要があります。
- 7.16. 工場は、有害物質の管理と使用に関連する該当する労働者を対象に研修を実施する必要があります。
- 7.17. 現地の法律に従い、定期的に当該研修を実施する必要があります。

#### 歓迎要件

- 7.18. 工場は、敷地内で使用される有害物質の排除または削減に関する目標とアクションプランを設定する必要があります。
- 7.19. 工場には、化学物質のサプライヤーに MRSL の準拠を要求するプロセスが導入されている必要があります。
- 7.20. 工場は、現場で受け取った各化学製品/製剤について、MRSL への準拠を監視するシステムを導入する必要があります。

## 第8区分 -要件/緊急対応管理

---

#### 必須要件

- 8.1. 工場は、あらゆる重大な事象について当局に通知するための許可、ライセンス、または正式契約の保持が要求されるかどうかについて把握する必要があります。
- 8.2. 当該許可、ライセンス、または正式契約は、現地の法律に従って有効である必要があります。
- 8.3. 工場は、環境に関連する緊急事態におけるすべての潜在的な原因を特定して文書化し、リスクレベルを評価する必要があります。
- 8.4. 工場は、化学物質の流出事象発生に備えて、緊急時の対応計画または手順を導入する必要があります。
- 8.5. 工場は、化学物質流出模擬訓練を実施する必要があります。



- 8.6. 定期的に（法律で定義されていない場合、少なくとも年 1 回）、化学物質の流出事象模擬訓練を実施する必要があります。
- 8.7. 化学物質の流出事象模擬訓練については、少なくとも、日付、参加者数、流出物の清掃に要した作業と時間を文書化する必要があります。
- 8.8. 施設は、化学物質が使用・保管されているあらゆる場所に、適切な緊急対応に使用する機材を提供する必要があります。
- 8.9. 火災事象発生に備えて、工場は、緊急対応計画および手順が導入されている必要があります。
- 8.10. 工場は、ETP の緊急手順が導入されている必要があります。
- 8.11. 工場は、労働災害、怪我、病気の記録を保管する必要があります。

#### 歓迎要件

- 8.12. 工場は、影響を受ける可能性のある関係者に緊急対応計画を通知する必要があります。



付録1-文書レビュー

文書が適用可能であり、現地の法律で義務付けられている場合、作業現場は監査日に監査チームに必要文書を提出します。以下にリスト示します（特定の国においては、1つの文書に以下の2つ以上の要件を含めることができます）：

種類	文書
全般	現場のレイアウト
	生産フローチャート
	規制当局からの違反または罰金に関する通知
	環境違反および汚染事象(大気、水、廃水、廃棄物、悪臭、騒音)に関連する環境規制当局/機関からの連絡内容
	環境認証/許可
	作業の承認
EMS	必須要件レベル
	会社の環境ポリシー
	法規制の変化に対応するために最新状態を保ったシステム
	組織図
	環境管理活動の調整を担当するマネージャーの職務内容
	環境の側面と影響の特定
	環境目的、目標、およびアクションプラン
	環境管理委員会の記録(委員会に参加する社員リスト、議題などを明確に記載)
	環境意識向上研修の記録
	高度なレベル
工場がサプライヤーを評価するために使用する環境基準と評価を実施した証拠	
エネルギー使用、輸送、温室効果ガス(GHG)	必須要件レベル
	エネルギー消費に関する記録：様々な種類のエネルギー源(電気、天然ガス、石油、石炭など)の総エネルギー消費
	異なる部門/プロセス/セクション/工場での使用に関するエネルギー消費の内訳記録





## 工場用ハンドブック

### ICS 環境要件

	蒸気ラインの内部検査報告書 (蒸気漏れ検査) および工場の通常検査により、エネルギーの節約を容易にする機会の特定
	高度なレベル
	直接的な温室効果ガスの排出量スコープ 1 (可能な場合、スコープ 2 とスコープ 3) の計算
	エネルギー、輸送、GHG 排出削減に関連する、目的、目標、アクションプラン
	エネルギー、輸送、温室効果ガス (GHG)に関連に従事する労働者を対象とする研修
水の使用	必須要件レベル
	水の消費量の記録：すべての様々な水源についての全体的な水の消費量
	水の消費量の内訳記録：工場内の様々な部門/プロセス/セクション
	漏水を特定し、水を使用するための機械のメンテナンス、水道管などを管理するために工場で行われた内部検査、および節水を容易にする機会を特定するための工場の一般検査の報告書
	高度なレベル
	節水に関する文書化：目標とアクションプラン
	水の使用と節約に関連する該当労働者を対象とする研修
廃水および流出物	必須要件レベル
	工場が廃水処理のために CETP に接続されている場合、または下水システムで廃水を排出する承認がある場合、共通 ETC (CEFP) との合意
	排水計画またはパイプラインのレイアウト
	処理後の廃水品質テスト報告書 (第三者から)
	ETP の入口および出口点記録での水流測定
	廃水パラメーターの内部テスト記録
	廃水パラメーターを内部でテストするための手順
	文書化された ETP 容量
	ETP のオペレーションおよびメンテナンスのマニュアル
	ETP のオペレーターを対象とする (内部または外部) 研修記録または研修の証拠 (ETP のオペレーターが ETP を操作するための一貫した背景を持っている証拠)
	高度なレベル



## 工場用ハンドブック

### ICS 環境要件

	ETP 緊急手順
	水の汚染を減らす、廃水の量を減らす、または処理プロセスを改善する目的、目標、およびアクションプラン
	増産予定の場合、敷地内の ETP が発生する廃水の追加量を処理するのに十分であることの証拠
大気への排出	必須要件レベル
	大気への主要な排出源の特定 (有益な質問)
	すべての機器メンテナンス/検査の記録 (例、ボイラーおよび発電機)
	煙突排出ガステスト報告書
	大気排出源 (ODS と F ガスの潜在的な発生源を含む、点源および漏洩排出物) のインベントリ
	空気処理装置のメンテナンス記録
	高度なレベル
	発生する ODS/F ガス排出量および/または大気汚染の削減するための目的、目標およびアクションプラン
	周囲大気質テスト報告書
	大気および ODS の排出に関連する該当労働者 (例：メンテナンスオペレーター) を対象とする研修
廃棄物管理	必須要件レベル
	廃棄物インベントリ
	ETP によって発生したスラッジ量の登録 (インベントリに含まれる場合もある)
	廃棄物処理業者との契約 (すべての種類の廃棄物について)
	廃棄物管理手順/ポリシー
	最終処分/処理方法について言及している廃棄物処理業者との合意 (スラッジを除くすべての種類の廃棄物について)
	スラッジの最終処分/処理について言及しているスラッジ収集に関する請負業者との合意
	廃棄物管理に関するすべての該当労働者 (例：廃棄物の収集を担当する社員) を対象とする研修
	高度なレベル
	工場による廃棄物処理業者の監査の証拠
	廃棄物の発生を減らし、廃棄物の採取処理/処分を改善するための目的、目標、およびアクションプラン



## 工場用ハンドブック

### ICS 環境要件

	廃棄物再利用の証拠
汚染防止、有害・潜在的に有害な物質	必須要件レベル
	敷地内にバルクタンクがある場合、バルクタンクの詳細 (内容、容量などを含む) インベントリ
	敷地内にバルクタンクがある場合、バルクタンク検査のログ/報告書、およびバルクタンクの完全性テストのログ/報告書
	化学物質インベントリ
	16 項目の MSDS オリジナル版
	有害物質の管理と使用に関連する該当労働者 (例：化学物質を扱う労働者など) を対象とする研修
	MRSL の準拠を監視する工場のシステム
	化学物質の取り扱いと保管手順
	高度なレベル
	化学物質の使用削減と危険な化学物質の代替と排除についての目的、目標、およびアクションプラン
緊急対応管理	必須要件レベル
	緊急事態の特定/緊急対応計画
	化学物質の流出緊急対応手順
	化学物質の流出清掃模擬訓練報告書
	火災緊急対応手順
	消防模擬訓練報告書
	緊急対応要員の指定チームの証拠
	新入社員を対象とする安全衛生研修
	既存の社員を対象とする安全衛生研修
	例えば、流出、漏洩、悪臭、騒音などに関する当局との対応を含む実施された修正手順および流出/事象のログ
	高度なレベル
	緊急対応計画をレビューするプロセス



付録 2-用語集

実習生/研修生プログラム	実習生制度が法律で認められている場合、実習生の雇用および雇用条件、すなわち労働時間、契約、仕事の種類、指導員の監督などを指します。実習生/研修生は 18 歳以上である場合があります。
バックアップの下請業者	ICS 定義ごと、および ICS ツールの実施ごと： <ul style="list-style-type: none"><li>「請負業者」とは、監査施設内で主に作業する作業員を指します。請負業者は、個別に仕事の部署で定義されます。</li><li>「下請け業者」とは、現場に一時的にいる、または現場にはいない作業員を指します。</li></ul> 施設の敷地内の処理が必要な全部または一部の生産プロセスまたは注文のどちらかを引き継ぐために監査対象の工場によって任命された会社を指します。また、施設の敷地内での処理のために、工場プロフィールで宣言された生産プロセスまたは注文のどちらかを引き継ぐために監査対象の工場によって任命された会社のことも指します。バックアップの下請け業者は、2 つのカテゴリに分けられます： プロセスに関与する下請け業者：生産プロセスの一部を担当する下請け業者のこと。繊維産業を例に挙げると、紡績、染色、印刷、刺繍、包装など、生産能力に関与する下請け業者：監査対象の工場が (最初に監査対象の工場に割り当てられた) 生産または注文の余剰を割り当てるために依頼する下請け業者のこと。 部品の生産者は、工場のサプライヤーとしてみなされます。例えば、糸、カートン、タグ、ラベル、ファブリック、ジッパー、ボタン、裏地、ポリ袋、裏地など (例示列挙) の部品を提供するために工場によって指定された会社はサプライヤーとしてみなされなければなりません。ICS メンバーによって別段に特定されていない限り、工場のサプライヤーは、下請けに関連する質問の範囲に含まれません。
ベストプラクティス	監査人が、監査対象現場がセクターの基準および適用法を十分に満たしていると感じた場合、ベストプラクティスは報告されます。確認されたベストプラクティスは、報告書の中で強調表示される必要があります。ベストプラクティスとは、より多くの業績を上げたり、特に効果的な方法で問題を管理したりすることにより、当該現場が要件を満たしている領域を指します。
大量貯蔵タンク	この用語は、工場で液体を保管する大型のコンテナを対象としています。写真が追加されます。
託児所	労働者ではない子供のための施設内の部屋を指します。
児童	ILO 条約第 182 条に従って、本用語は 18 歳未満のすべての子どもに適用されます。現地の法律によって、15 歳から 18 歳までの未だ子どもの若い労働者の就労が許可される場合があります。
児童労働	児童労働は、経済的に搾取的、危険、子供の教育を妨害する可能性がある、または子供の健康または身体的、精神的、スピリチュアル的、道徳的、または社会的発達に有害である子供たちによる労働を指します。



## 工場用ハンドブック

### ICS 環境要件

分類	法的定義による従業員の雇用形態を指します。分類の例には、給料制、時給制、超過労働免除、研修生、実習生、臨時、パートタイム、およびインターンがあります。
団体交渉	団体交渉とは、従業員と労働者が雇用関係、具体的には、労働条件および雇用主・労働者・組織の間に関係の規制について話し合い、交渉するための自発的なプロセスまたは活動を指します。団体交渉の参加者は、雇用主自身またはその組織、労働組合、または該当する者のいない場合、労働者によって自由に指名された代表者が含まれます。
共通排水処理場 (CETP)	ETP の定義を参照してください。「共通」ETP は、ETP が様々な産業ユニットからの廃水の流れを収集して処理するために使用されることを示します。重要点は、主に小規模な産業単位のクラスターを対象とした集合的な取り組みによって廃水を処理することです。
機密性のある苦情処理	コミュニケーション方法において、第三者のホットライン、監視のないドロップボックス、機密保持の責任を負う信頼できる人物などの人物識別が許可されていないため、苦情は、苦情を申し立てる人と直接関連付けることはできません。匿名の苦情への対処は、すべての従業員の目につく場所に提示される必要があります。
請負業者	ICS 定義ごと、および ICS ツール実施ごと： <ul style="list-style-type: none"><li>「請負業者」とは、監査施設内で主に作業する作業員を指します。請負業者は、個別に仕事の部署で定義されます。</li><li>「下請け業者」とは、現場に一時的にいる、または現場にはいない作業員を指します。</li></ul> サービスまたは業務を完了するために直接的な雇用関係を確立することなく、施設が雇用するエンティティ (個人、会社など) を指します。請負業者は、施設が直接雇用する労働者ではありません。請負業者は、個人または会社を通じて契約でき、契約電気技師、メンテナンス担当者、食堂で働く従業員、清掃員および警備員などを指します。請負業者には、人材派遣会社によって雇用され、工場 (および監督の下) で勤務する派遣労働者が含まれる場合があります。当該派遣労働者と工場間に雇用関係はありません。ただし、特に安全衛生に関して、工場は、派遣労働者に対して法的義務を負う可能性があります。該当する労働契約期間は、限定または不特定であり、継続を保証するものではありません。
控除	賃金から差し引かれた値、従業員の総収入額と実際に受け取る差し引き支給額の差のことを指します。
雇用における差別待遇	功績や仕事の固有要件に関係のない特性により特定の人物を異なる扱いをする、またはぞんざいに扱うことを指します。
流出物 (廃水も参照)	川、湖、ラグーンなどの水域、または下水道や貯水池に流れ込む、工場、農場、商業施設、または家庭から流出する廃液のことを指します。
廃水処理施設 (ETP)	産業によって望ましくない副作用が発生する廃水処理からの産業廃水を処理するために使用されるプロセスのことを指します。処理後、処理された産業廃水 (または流出物) は、再利用される、または汚水渠若しくは周囲の地表水に放出されます。
同一労働同一賃金	報酬の金額および種類に関しては、同一労働同一賃金の原則に従い、実施された作業を客観的に評価します。いかなる差別もしてはなりません (上記の



## 工場用ハンドブック

### ICS 環境要件

	リストを参照)。ただし、学歴と実務経験の違いを考慮した報酬の相違は許容されます。
非常口	避難所配置図で非常口として識別された非常用ドアまたは非常用窓のことを指します。
非常用経路	建物または構造物のどの場所から公道（つまり、避難集合場所）へ続く連続した障害のない移動経路を指します。
非常用階段	避難計画に従って、建物からの避難に使用される階段を指します。
非常用窓	避難計画において非常口として識別された窓を指します。
大気への排出	大気への排出には主に3つの原因があります。 1) 点源排出：発電機の煙突からの排出（単一の点源か大気が放出される一ベントまたは煙突など）のような定期的で識別可能な場所からの排出のことを指します。 2) 漏洩排出物：漏洩排出物とは、特定の排出源に限定されず、広い領域に空間的に分布する放出を指します。これらは、排出物が流出する、堆積物へと流れ出るような作業で発生します。 3) 車両から発生する排出：車両からの排出、他の燃料プロセスと同様に、車両からの排出には、CO、NOx、SO2、PM および VOC が含まれます。
雇用条件	雇用主と従業員が雇用について合意する条件のことを指します。雇用条件には、賃金、福利厚生、労働時間、職責、および試験期間が含まれます。
環境	大気、水、土地、天然資源、植物、動物、人およびそれらの相互関係を含む、組織の活動を取りまく状況を指します。 注記1: その状況には、組織内から、近隣地域、地方および地球規模のシステムにまで広がる場合があります。 注記2: その状況には、生物多様性、生態系、機構またはその他の特性の観点から表される場合があります。 (ISO 14001:2015 の定義)
環境側面	環境と相互に作用する、または相互に作用する可能性のある、組織の活動、製品、またはサービスの要素を指します。 注記1: 環境側面は、環境影響をもたらす可能性があります。著しい環境側面は、一つまたは複数の著しい環境影響を与えるまたは与える可能性があります。 注記2: 組織は、一つまたは複数の基準を適用して著しい環境側面を決定します。 (ISO 14001:2015 の定義)
環境委員会	組織の環境価値、活動、戦略について決定を下すために選ばれた、または選出された責任のある従業員のグループを指します。当該従業員は、様々な役職レベル（マネージャー、キーワーカー、労働者）に従事している場合があります。
環境影響	有害か有益を問わず、全体的または部分的に組織の環境側面から生じる、環境に対する変化を指します。(ISO 14001:2015 の定義)
環境マネジメントシステム (EMS)	EMS は、組織が環境影響を管理し、製品、サービス、および活動によって生じる環境パフォーマンスを改善するのに役立つ一連の実践とプロセスのことを指します。環境管理システムは、環境管理についての構造を提供し、研修、記録管理、検査、目的、ポリシーなどの領域が対象となります。



## 工場用ハンドブック

### ICS 環境要件

環境マネージャー	環境管理システム (EMS) に実施に関する全体的な責任を負うように任命された管理者のメンバーのことを指します。当該メンバーが環境問題に関連するすべての業務を担当しているわけではありません。ただし、システムが機能することを確認する任務を任せられ、特に 2 つの重要な責任を負います。 1) EMS の導入状況を管理者に伝え、報告する。 2) EMS の導入を管理者および部下の他のメンバーと調整する。
環境目標	組織が設定する、環境ポリシーと整合のとれた目標 (ISO 14001:2015 の定義)
環境ポリシー	トップマネジメントによって正式に表明された、環境パフォーマンスに関する組織の意図および方向付け (ISO 14001:2015 の定義)
工場プロフィール	監査前に施設が記入した質問票で、監査準備のために監査会社が必要とするデータ指します。施設プロフィールには、従業員プロフィール、施設規模、生産プロセスなどのデータが含まれます。
改ざん	現地の法律、国際基準、またはクライアントの行動規範に準拠しているとみなされるように欺く意図を持って文書を作成、適合、または模倣する作業を指します。(例：ビジネスライセンスの改ざん)
結社の自由	結社の自由とは、外部からの干渉や監視なしに、雇用主と労働者が自由に自発的に自らの選択による組織を設立し、加入する権利を尊重することを意味します。
GHS (化学品の分類および表示に関する世界調和システム)	化学品の分類および表示に関する世界調和システム (GHS) は、国際的に化学品の分類と表示を標準化し、調和させるために国によって開発されたシステムのことを指します。
温室効果ガス (GHG)	温室効果ガス (GHG) は、地球の大気中に存在する気体で、地球の放射の一部を吸収または封じ込めることにより、大気の気温を上昇させます (「温室効果」という)。この現象が「気象変動」と呼ばれる地球の天候の変化の主な原因となっています。GHG の主要排出源は、燃料の燃焼で発生する二酸化炭素 (CO <sub>2</sub> )、農業や家畜、埋め立てで発生するメタン (CH <sub>4</sub> )、肥料の生産と使用に伴う二酸化窒素 (N <sub>2</sub> O)、および冷媒などのフッ素化 (F) ガスなどです。最も著しい環境影響のあるエネルギー使用は、GHG の排出です。(ソース: GSCP 環境実施ガイドライン)
苦情	間違いまたは不当であると考えられる事柄に対する苦情の陳述を指します。
苦情プロセス	苦情を受け入れ、評価し、解決する正式な方法を指します。
有害物質/材料	危険物：物理的およびまたは化学的特性により、所有物、環境、または人間の健康に対して過度なリスクをもたらす物質のことを指します。材料 (混合物と溶液を含む) は、危険性の種類 (可燃性、腐食性、毒性、爆発性など) に分類される場合があります。(ソース: IFC 有害物質管理ガイドライン)
在宅労働者	在宅労働者とは、一定の報酬 (案件ごとの場合もあり) を受けることで、自宅で施設のために作業を行う者を指します。施設は、提供される製品またはサービスの最終消費者ではありません。
室内大気質	建物や構造物の内部および周囲の大気の質を指し、特に建物の占有者の健康と快適性に関連します。室内の大気の質には、一般的な排出、粒子状物質、VOCs、ガスなどが含まれます。



## 工場用ハンドブック

### ICS 環境要件

産業廃ガス処理	産業によって排出される流れから、微粒子 (ほこりなど) やガスを削減または排除するために使用されるすべての技術を指します。環境や人の健康に害を及ぼす可能性のある物質の大気への放出を削減するのが目的です。例：ウェットスクラバー、サイクロンおよびマルチサイクロン、バグフィルター
完全性テスト (大量貯蔵タンク用)	完全性テストは、液体製品を保管するためのバルクコンテナの完全性を検証するプロセスです。当該目的は、コンテナが良好な状態であるか、十分な強度があるか、衝撃に強いのか、錆びていないかなどを確認することです。
関連する従業員が理解できる言語	従業員が話す現地の言語および報告された言語を指します。
大多数の従業員が理解できる言語	従業員の 50%以上が話す現地の言語および報告された言語を指します。
法的登録	法的登録は、工場が法的義務を最新の状態に保ち、各法的要件遵守についてのパフォーマンスとステータスを正確に追跡するためのツールです。
改ざん	目的を果たすために、不当な手段を利用して文書内のデータを改ざんすることを指します。(例：超過した労働時間を隠すために、時間の記録をごまかすこと)
移民労働者	(国内または外国の) 出身地から職場ある場所へ引っ越した国内労働者と外国人労働者の両方を含みます。
MSDS (物質安全資料表)	物質安全資料表 (MSDS) は、潜在的な危険性 (健康、火災、反応性、環境) と化学製品を安全に使用方法に関する情報を含む文書です。これは、完全な安全衛生プログラムを開発するために重要な出発点です。 MSDS は、現地の言語に翻訳される必要があります (少なくとも、1-化学品および会社情報 2-危険有害性の要約 3-組成/成分に関する情報 4-応急措置 5-火災時の措置 6-漏出時の措置 7-取扱いおよび保管上の注意 8-ばく露防止/保護の項目については翻訳される必要があります)。 生産に使用される化学物質の場合、MSDS が近くに置かれていなければなりません。従業員は、MSDS の場所を把握し、数分で手に届く場所にある必要があります。
MRSL (製造時制限物質リスト)	MRSL は、繊維、アパレル、履物の製造時において特定の閾値以下に制限されている有害物質の一覧を指します。MRSL は、製造施設内で使用される化学製剤中の物質の濃度制限を設定します。MRSL は、製造施設内の 4 つの壁内で使用されるすべての化学物質 (クリーナー、洗剤、溶剤、繊維防腐剤、のり剤など) について言及します。これらの 2 つのリストによる混乱を避けるために、RSL の用語集に記載される定義を参照してください。 <b>重要：これらの 2 つのリストの違いを理解するために、RSL の定義を参照してください。</b>
非就労児童	施設内に滞在している 18 歳未満の非就労児童を指します。
ODS (オゾン層破壊物質) および F ガス	ODS (オゾン層破壊物質) は、オゾン層の破壊の原因となっています。広く使用される ODS は、エアコンや冷却装置の冷媒として使用されるクロロフルオロカーボン (CFC) およびハイドロフルオロカーボン (HCFC) そして消防設備で使用されるハロンなどが挙げられます。HFC のような F ガスと呼ばれる冷媒システムで使用される他の冷媒ガス (強力な温室効果ガス) も環境に影響を与えるため、それらも制限される必要があります。





## 工場用ハンドブック

### ICS 環境要件

超過労働における免除	超過労働が許容される全期間 (例：6 ヶ月、1 年など) で、平均許容労働時間以下である限り、施設が一定期間内 (例：1 ヶ月) の法定労働時間を超えて働くことを許可している地方自治体によって発行される文書を指します。
永久閉鎖	移動が不可能な機械や、地面に付着されているものなどにより、アクセスが妨げられている場所を指します。
ポリシー	施設および/またはその従業員による遵守が要求される書面による一連の行動原則および規則を指します。
取り戻しについての可能性	当該従業員は、これらの文書に無料でアクセスでき、文書にアクセスするために第三者を経由する必要はありません。当該従業員はいつでも個人的に文書にアクセスできます (例：従業員に鍵が支給され、24 時間 365 日アクセス可能なロックボックスなど)。
PPE (個人用防護具)	PPE は、職場での健康または安全上のリスクからユーザーを守るための機器を指します。安全ヘルメット、手袋、ゴーグル、視認性の高い衣服、安全靴、安全ハーネスなどのアイテムが含まれる場合があります。また、個人用保護具 (PRE) も含まれます。 (ソース: <a href="http://www.hse.gov.uk">http://www.hse.gov.uk</a> )
刑務所受刑者の雇用	労働力の一部として雇用される受刑者のことを指します。刑務所における労働整備に従って、受刑者が施設に連れていかれ、施設にて生産に従事する、または刑務所施設内で生産に従事する場合があります。
手順	作業が行われる特定の順序または一連の方法の指します。
割当	特定の時間内で 1 人または複数の従業員に要求される製造、生産、組立て、および/または作業の一定量 (商品の一部など) を指します。
再利用可能エネルギー資源	再利用可能エネルギー源は、化石燃料とは異なり、バイオマス (木材、埋め立て地ガス、バイオガス、エタノールなど)、水力、地熱、風力、太陽光などの再生可能なエネルギーを指します。 (ソース: <a href="http://www.eia.gov">www.eia.gov</a> )
RSL (制限物質一覧)	RSL とは、完成した繊維製品における特定のしきい値以下に制限されている有害化学物質の一覧のことを指します。
著しい環境側面または環境影響	著しい環境側面と影響とは、工場によって選択された著しい基準に従って工場にとって重要な側面とみなされる側面または影響のことを指します。著しい環境側面と影響は、優先事項としてみなされ、最新の注意を払い対処する必要があります。工場は、著しい側面と影響を特定するための基準が説明可能である必要があります (例：法的要件が関連しているかどうか、潜在的な影響が機密領域に影響を与える可能性があるかどうかなど)。
深刻な水漏れ	「深刻な水漏れ」の意味は、継続的に水が流れる、また毎秒一滴落ちることを指します。「深刻でない」水漏れとは、例えば、1 分あたり数滴しか落ちないことを指します。第 3 区分のガイダンスの深刻な水漏れの例を参照してください。
熟練労働者	熟練労働者は、特定の仕事をを行うための特別な能力および経験を有する者、および/または研修を受けた者を指します。半熟練または高度な熟練労働者が含まれる場合があります。
(廃水処理プラントからの) スラッジ	スラッジは、産業および地方自治体の廃水および下水道プロセスから残った残留半固形物質のことを指します。スラッジは、廃水処理プロセスで発生した液体と固体の混ざった、厚い、やわらかい、または湿った泥、または同様の粘性混合物のように見えます。スラッジは非常に有害である可能性があります。
サプライヤー	施設に商品またはサービスを提供するエンティティを指します。



## 工場用ハンドブック

### ICS 環境要件

一時的な閉鎖	移動可能な物、保管ボックスなどのよってアクセスが妨げられている状態を指します。
三角測量	三角測量は、観察、レビュー、面談の手法で行われます。
非熟練労働者	未熟練労働者とは、特に熟練したスキルを持たない労働者を指します。
揮発性有機化合物 (VOC)	VOC の一時的な排出の最も一般的な原因は、材料が圧縮される場合、蒸気圧が低い場合、または密閉された空間から移動した場合に、VOC を含む液体または気体の生産、貯蔵、使用する生産作業に関連しています。典型的な発生源には、機器からの漏出、おけ、混合タンク、貯蔵タンクの開放、排水処理システムのユニット操作、および偶発的な放出が挙げられます。
廃棄物管理	これには、廃棄物を適切に処理するためのすべてのプロセスとリソースの管理 (廃棄物発生から最終処分までのあらゆる種類の廃棄物を管理するための活動と作業) が含まれます。またこれには、収集、取り扱い、保管、輸送、最終処分が含まれます。
廃水	廃水 (または水の無駄) は、人間の使用によって影響を受けたあらゆる種類の水です。廃水とは「家庭、産業、商業または農業活動、地表流出水または雨水、および下水道の流水または下水浸透のあらゆる組み合わせからの使用済み水」のことを指します。
労働者	労働者には、従業員と雇用者の両方が含まれ、次に、個人でビジネスを行っている者も含まれます。 雇用契約に関係なく、工場の現場で働くすべての労働者 (正社員、派遣社員、請負業者、実習生など) が監査の対象となります。 雇用者とは、独立または 1 人または数人のパートナーと共同で、従業員として 1 人また複数を雇用して、または上記のとおり一般的に複数人を雇用して自営業を営む労働者を指します。
労働組合	雇用条件および労働環境に関する労働者の利益を促進および保護することを目的とした労働者の組織を指します。
若年労働者	18 歳より下の労働者で、最低でも 15 歳より下は認められません。ただし、IOL 条約第 138 条発展途上国の除外に従い、地域の法的最低年齢が 14 歳と定められている場合、この最低年齢が適用される場合があります。
ZDHC (有害化学物質排出ゼログループ)	「有害化学物質排出ゼログループ」とは、衣類や履物の繊維およびトリム素材を処理するために使用される 11 種類の有害物質を管理し、段階的に排除するための調和されたアプローチを採用するためにブランド、そのサプライチェーン、および幅広い業界を喜んで支援する、アムステルダムを拠点とする専任チームとのブランドイニチアチブのことを指します。



付録 3- ICS 環境監査質問票

ICSの質問はすべて同じ評価ではありません。評価はICSシステムによって自動的に計算されます。

第 1 区分: 環境マネジメントシステム
工場では、許可、ライセンス、正式契約、証明書などの環境関連文書の保持が要求されていますか？
必要な許可、ライセンス、正式契約、および証明書が有効であり、現在の状況と一致していますか？
工場は、環境管理への取り組みを定義するポリシーを保有していますか？
工場では、適用される環境法的要件を最新の状態に保つためのメカニズムが設定されていますか？
管理者は、環境管理活動を調整するために任命された人物ですか？
工場は、活動に関連する著しい環境側面と影響を評価していますか？
工場は、主な環境影響に対処するための目的とアクションプランを文書化しましたか？
工場は、環境準拠のパフォーマンスを定期的 (現地の法律に従って、また少なくとも毎年) にレビューするプロセスを保有していますか？
現場環境委員会が設置されていますか？
工場は、予想されている環境パフォーマンスのレベルが規定されている、サプライヤーに対する定義された基準 (例：サービスのサプライヤー、請負業者、原材料のサプライヤー) を評価していますか？
環境問題や工場の環境手順に関する研修は定期的に繰り返し行われていますか？



第2区分: エネルギー使用、輸送、温室効果ガス (GHG)
工場がエネルギー (蒸気、電気、熱など) を生産している場合、当該活動についての許可、ライセンス、または正式な承認が必要ですか？
「はい」の場合、当該許可、ライセンス、または正式な承認の有効性を確認しましたか？
工場は、エネルギー消費を監視・追跡するために該当する法的要件を把握していますか？
工場は、電力消費メーターを設置している、または工場全体の電気消費を測定する他の手段を講じていますか？
工場は、全体的なエネルギー消費量を定期的 (毎月) に監視していますか？
観察に基づいて、工場に蒸気/圧縮空気の漏れはありませんか？
工場は、部門、セクション、プロセスレベルでのエネルギー消費量を推定していますか？
工場は、少なくとも6ヶ月ごとに内部検査を実施して、生産においてエネルギーが浪費されることが考えられる一般的な状況 (蒸気の漏れ、照明の無駄遣いなど) を特定・回避していますか？
工場は、エネルギー、輸送、温室効果ガス (GHG) に関連する該当労働者を対象とする研修を実施していますか？
工場には、部門、セクション、および/またはプロセスレベルでエネルギー消費量を測定するための電力消費量メーターが設置されていますか？
工場は、エネルギー源によるエネルギー消費を測定および分析していますか？
工場は、工場におけるプロセス/作業、敷地内または敷地外の輸送のために使用される燃料、農業活動などに関連する GHG の排出を監視または定期的に評価していますか？
工場は、エネルギー、輸送、温室効果ガス (GHG) からの環境影響を軽減し、効率を高めることを目指す目標とアクションプランを設定していますか？



第3区分: 水の使用
工場は、敷地内の掘削孔から、または川、小川、湖などから抽出された水を使用する場合、抽出量を監視または定期的に評価していますか？また、当該作業のための許可、ライセンス、または正式契約が必要ですか？
「はい」の場合、当該許可、ライセンス、または正式契約の有効性を確認しましたか？
工場は、水の消費量を監視・追跡するために該当する法的要件を把握していますか？
工場は、原水または淡水抽出/ソースポイントに水の検流計を設置して、水の消費全体を測定していますか？
工場は、毎月、水の消費量を監視していますか？
観察に基づいて、工場には、生産における給水のための機械やパイプラインからの深刻な水漏れはありませんか？
観察に基づいて、工場のトイレ、オフィス、食堂などから重大な水漏れはありませんか？
工場は、生活排水が直接周囲へ排出される場所から離れていますか？
工場は、部門、セクション、および/またはプロセスレベルでの水の消費量を推定していますか？
工場は、内部検査を実施して、生産において水が浪費されると考えられる一般的な状況(例:水漏れ、特定の作業において過剰な水の無駄遣いなど)を特定・回避していますか？
工場は水の使用に関連する該当する労働者を対象とする研修を実施していますか？
工場は、部門、セクション、および/またはプロセスレベルでの水の消費量を分析・文書化していますか？
工場は、節水のための目的およびアクションプランが設定していますか？



第4区分: 廃水および流出物
工場は、現地の法律に従って廃水/排出物を排出するために許可、ライセンス、または公式契約が必要ですか？
「はい」の場合、必要な許可、ライセンス、または正式契約の有効性を確認しましたか？
工場は、許可、ライセンス、または契約で要求される場合、敷地内の ETP の設置または下処理に関する法律に準拠していますか？
観察に基づいて、(ETP または下処理プラントの) 処理プラントのプロセスが十分である証拠はありますか？
工場は、すべての産業排水の流れおよび排出源を特定するための排水計画を策定していますか？
工場は、産業廃水が直接周囲へ排出される場所から離れていますか？
処理後の必要な廃水パラメータは、定期的に (法律に従って、または CETP との合意で定義されて頻度に従って、または少なくとも 6 ヶ月ごとに) 第三者または外部の研究所によって管理されていますか？
第三者または外部の研究所が発行した最新のテスト報告書に従って、処理後の廃水パラメータは、法的基準または CETP 基準の範囲内ですか？
工場は、廃水処理後 (テスト機器、機器のメンテナンス、必要なテストのリストを含む)、廃水パラメータを管理および監視するための内部手順を保持していますか？
ETP オペレーターまたは事前処理担当者は、工場のテスト手順を理解および把握していますか？
工場は、定期的に、内部テストを実施し、記録を維持していますか？
廃水処理後、工場により内部発酵されて最新のテスト報告書に従って、廃水パラメータは、法的基準または CETP 基準の範囲内となっていますか？
検流計が敷地内での下処理または敷地内の ETP の入口または出口に設置されていますか？
生産プロセスと水の消費量のデータ、および ETP の入口・出口のメーターの読み取りに基づいて、廃水全体が処理されていますか？
工場は、オーバーフローのリスクを回避するための対策 (予備ポンプが利用可能状態になっている、水面とタンク上部の間が安全な距離に保たれている) を講じていますか？
ETP の容量は、処理する廃水の量に対して適切かつ十分ですか？
当該タンクの状態は良好ですか？
ETP のメンテナンス作業は、実施、文書化、登録されていますか？
ETP 管理関連に従事する該当労働者を対象とする研修が実施されていますか？
工場は、発生する廃水の量の削減、水質汚染のレベルの低下、または廃水処理プロセスの改善に関する目標とアクションプランを設定していますか？
工場が生産量の増加を予定している場合、工場は、現在の ETP の容量は、発生する廃水の増加分の処理に十分適していますか？
適していない場合、工場は増加分の廃水を処理する方法について説明できますか？



第 5 区分: 大気への排出
工場は、現地の法律に基づき、大気への排出に関する許可、ライセンス、または正式契約が必要ですか？
「はい」の場合、当該許可、ライセンス、または正式契約は有効ですか？
工場は、大気への排出を監視・追跡するために適用される法的要件を把握していますか？
すべての重機 (ボイラー/発電機) は、適切に検査・保管されていますか？
現場が、煙突または拡散排出から有害物質を大気へ放出する場合、工場は、現地の法律制限に従って、排気を制限するためのフィルターおよび/またはシステムが構築されていますか？
煙突大気排出テストは、定期的に (法律に従って、または少なくとも毎年) 実施されていますか？
煙突大気排出は、法律または最新の第三者による報告書に基づく国際基準で定められている制限の範囲内ですか？
工場は、すべての潜在的な大気への排出源 (大気へ排出される排出源および漏洩排出物) を特定・文書化していますか？
工場では、ODS/F ガスの漏れを検出し、ODS/D ガスが含まれる機器を保全するための対策が講じられていますか？
産業用ガス処理プロセスが導入されている場合、適切に監視・コントロールされていますか？
工場は、大気および ODS の排出に関連する該当労働者を対象とする研修を実施していますか？
大気質は、第三者によって監視されていますか？
大気質は、定期的 (法律に従って、または繁忙期に少なくとも一年に一度) に監視されていますか？
大気質テストの結果は、法律または国際基準で定められている制限の範囲内ですか？
MSDS の物質が使用された、または工場での作業およびプロセスにおいてそれらの使用が必要な場合、工場は、労働者に呼吸器具またはその他の適切なマスクを提供していますか？
工場は、敷地内で使用される ODS の量と大気への排出量を削減するという目標を設定していますか？



第 6 区分: 廃棄物管理
工場は、規制当局に廃棄物生産者として登録される必要がありますか？
「はい」の場合、必要な当該登録許可、ライセンス、または正式契約は有効ですか？
工場は、発生する廃棄物を監視・追跡するための適用される法律要件を把握していますか？
工場は、分離された専用エリアで発生したすべての廃棄物を収集・保管していますか？
工場は、種類と量を含む廃棄物 (スラッジを含む) のインベントリを保持していますか？
当該インベントリは、定期的 (例：廃棄物の収集頻度に応じて) に更新されていますか？
工場では、有害廃棄物が非有害廃棄物の流れから分離されていますか？
有害廃棄物の保管エリアへのアクセスは、許可された労働者のみに制限されていますか？
スラッジまたは一般的に他の種類の危険廃棄物/物質は、雨または土に接触する可能性なく、敷地内の指定エリア (固い床の上、二次防護がされている場所、屋根付き) に一時的に保管されていますか？
敷地内で発生するすべての有害廃棄物について、廃棄物/非廃棄物処理業者と合意/契約していますか？
敷地内で発生するすべての非有害廃棄物について、廃棄物処理業者と合意/契約していますか？
廃棄物/非廃棄物処理業者に対して、規制当局または地方自治体の認可が要求される場合、工場は当該廃棄物処理業者のライセンスと許可のコピーを保持していますか？
工場は (敷地内で空のドラムを洗浄、スラッジを完全に乾燥させたなどの) 廃棄時に、有害廃棄物による潜在的な環境および健康への悪影響を防ぐための措置を講じていますか？
工場は、敷地内で廃棄物の焼却、および/または制限されていない埋め立て地から離れていますか？
工場は、廃棄物管理の責任者となるマネージャーを任命していますか？
工場は、完全かつ準拠された廃棄物収集と一時保管のための廃棄物管理手順が導入されていますか？
有害廃棄物を扱う請負業者との合意/契約には、すべての有害廃棄物の廃棄処理方法 (焼却、埋め立て、再利用) が含まれていますか？
非有害廃棄物を扱う請負業者との合意/契約には、すべての非有害廃棄物の廃棄処理方法 (焼却、埋め立て、再利用) が含まれていますか？
工場では、廃棄物管理に関連する該当する全労働者を対象とする研修が実施されていますか？
外部の廃棄物処理業者に依頼する場合、工場は、当該処理業者の定期的なチェック/監査を行っていますか？
工場は、発生する廃棄物量を削減についてのターゲットおよびアクションプランを設定していますか？
廃棄物は、(現地の廃棄物下請け業者に応じて、敷地内または敷地内のいずれかで) 再利用されていますか？





第7区分: 汚染防止、有害・潜在的に有害な物質
工場は、現地の法律に基づき、敷地内に存在する有害物質についてのライセンス、許可、または正式契約が必要ですか？
「はい」の場合、当該許可、ライセンス、または正式契約は、現地の法律に従って有効ですか？
経験豊富/資格を有する管理者が、工場での化学物質の管理を担当するために任命されていますか？
工場は、基本情報(使用エリア、化学物質名、化学成分のCAS番号、化学物質のサプライヤー、MSDSの可用性および保管されている数量)が含まれる信頼性の高い完全な化学物質のインベントリを保持していますか？
当該インベントリは定期的に更新されていますか？
現地の言語で作成されたMSDSは、化学物質が使用および保管されているエリアの近くで作業する全労働者にアクセス可能ですか？
工場は、施設内で使用および保管されるすべての化学物質のMSDSの完全な(16項目)オリジナル版を保持していますか？
すべての化学物質の容器には、現地の言語で名前とそれに対応する危険有害シンボルマーク(有害化学物質の場合)のラベルが付けられていますか？
工場は、敷地内で管理されているすべての化学物質の容器のGHS要件に準拠したオリジナルのラベルを保持していますか？
有害物質は、別の専用保管室に保管され、安全で、保護され、清潔で、適切な温度が維持された換気の良い場所に保管されていますか？
互換性のない化学物質は適切に分離されていますか？
化学物質の保管エリアへのアクセスは、許可された労働者のみに制限されていますか？
工場は、保管エリアと生産エリアで適切な対策を講じることにより、化学物質の流出または漏洩のリスクを回避していますか？
洗眼およびシャワールームは水道水に接続し、化学物質が保管されているエリアと使用されるエリアの近くに設置されていますか？
工場は、適切な化学物質管理のために、化学物質の取り扱いと保管についての手順を文書化し、それを導入していますか？
工場は、危険物質の管理と使用に関連する該当する労働者を対象とする研修を実施していますか？
当該研修は、現地の法律に従って定期的に実施されていますか？
工場は、敷地内で使用される有害物質の排除または削減に関するターゲットおよびアクションプランが設定されていますか？
工場には、化学物質のサプライヤーにMRSLの準拠を要求するプロセスが導入されていますか？
工場は、敷地内で受け取る各化学製品/製剤について、MRSLへの準拠を監視するシステムを導入していますか？



第 8 区分: 緊急対応管理
工場は、あらゆる重大な事象について当局に通知するための許可、ライセンス、または正式契約を保持する必要がありますか？
「はい」の場合、必要な当該許可、ライセンス、または正式契約は有効なものですか？
工場は、環境に関連する緊急事態におけるすべての潜在的な原因を特定して文書化し、リスクレベルを評価していますか？
工場は、化学物質の流失事象に備えて、緊急時の対応計画または手順を導入していますか？
工場は、化学物質流出模擬訓練を実施していますか？
化学物質の流出事象模擬訓練を、定期的（法律で定義されていない場合、少なくとも年 1 回）に実施していますか？
化学物質の流出事象模擬訓練について、少なくとも、日付、参加者数、流出物の清掃に要した作業と時間について文書化されていますか？
工場は、化学物質が使用および保管されているあらゆる場所に、適切な緊急対応に使用する機材を提供していますか？
工場は、火災事象発生に備えて、緊急対応計画および手順を導入していますか？
工場は、ETP の緊急手順を導入していますか？
工場は、労働災害、怪我、病気の記録を保管していますか？
工場は、影響を受ける可能性のある関係者に緊急対応計画を通知しましたか？



14, rue de Bassano - 75016 Paris

電話番号: 01 40 76 17 21 / 22

<http://www.ics-asso.org>